

平成 18 年 11 月 7 日
中 小 企 業 庁

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「政策金融改革に係る制度設計」等に従い、商工組合中央金庫の完全民営化に向けて必要な検討を行っているところ。

「政策金融改革に係る制度設計」における決定事項との対比における現在の検討の状況等は以下のとおり。

政策金融改革に係る制度設計（抜粋）	検討の状況等
<p>・ 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の完全民営化について</p> <p>【商工組合中央金庫関係】</p> <p>2. 移行期（平成 20 年度の新体制移行から完全民営化まで）の在り方</p> <p>(1) 完全民営化のプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は、商工組合中央金庫法を廃止し、政府及び既存の出資者のみが株式を保有する特殊会社を発足させる。発足時期は平成 20 年 10 月とする。 ・ 新機関が完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用力や企業価値を維持・向上できるように、政府は、財務基盤や資金調達等に係る措置を講ずる。 ・ 主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、民間金融機関とのイコルフットィングや財政措置に係る公益性確保の観点等に留意しつつ、政府の関与の縮小を図る。 	<p>移行期に係る特別の法律（以下「本法案」という。）において、商工組合中央金庫法を廃止し、平成 20 年 10 月に、政府及び既存の出資者のみが株式を保有する特殊会社に転換することで検討中。</p> <p>（注）行政改革推進法に基づき政府保有株式が全部処分された後、直ちに本法案を廃止するための措置等を講ずることとし、その旨を本法案に規定することで検討中。</p> <p>政府出資のかなりの部分の準備金化、金融債発行の維持等の措置を講ずることで検討中（ 2.(3)を参照）。</p> <p>金融業を営む特殊会社として業務の健全かつ適切な運営を確保する上で必要な措置を検討中。いずれにせよ、政府の関与を縮小する方向で検討。</p>

政策金融改革に係る制度設計（抜粋）	検討の状況等
<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、中小企業団体及びその構成員のための金融機関としての事業基盤を確立するため、新機関の株式の処分方法について十分に配慮する。 ・中小企業者による業務運営を確保しつつ財務基盤を強化するため、新機関の株主構成を中小企業団体及びその構成員に限定する。 <p>(2) 移行期における業務の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務等については、中小企業団体及びその構成員向けの金融機能の根幹を維持できるよう、融資対象を限定するとともに、組合による業務の代理等を規定する。 ・預金については、資格制限を設けず資金調達の多様化を図る。 ・預金保険機構に加入し、それと併せて金融当局による検査及び監督を実施する。 <p>(3) 移行措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう、強固な財務基盤を確立するため、既存の民間出資者に不当な利益移転が生じないよう手当てを行った上で、政府出資のかなりの部分を準備金化する。 ・円滑な資金調達基盤を確保するため、金融債を引き続き発行する。 <p>3. 平成 20 年度の新体制移行までの準備の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工組合中央金庫における既存の民間出資者に十分に配慮しつつ、協同組織から株式会社への組織転換を円滑にするための措置を講ずる。 	<p>株式の処分方法等について引き続き検討。</p> <p>本法案において、株主資格を中小企業団体及びその構成員に限定することで検討中。</p> <p>本法案において、主たる融資対象を中小企業団体及びその構成員とし、また、組合金融機能（組合による代理等）を規定することで検討中。</p> <p>本法案において、預金に係る資格制限を撤廃することで検討中。</p> <p>本法案において、預金保険制度の対象金融機関となるよう所要の措置を講ずることで検討中。</p> <p>本法案において、既存の民間出資者に不当な利益移転が生じないよう手当てを行った上で、政府出資のかなりの部分を準備金化するため必要な措置を講ずることで検討中。</p> <p>本法案において、引き続き金融債の発行を認めることで検討中。</p> <p>本法案において、信用金庫が普通銀行に転換する手続等に関する法制を参考に必要な措置を講ずることで検討中。</p>

